

【新型コロナウイルス】

民間事業所の

自主的PCR等検査費用補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、事業継続や従業員が安心して働ける環境づくりを促進するため、保健所による行政検査の対象とならない従業員等に対し、自主的に実施したPCR等検査の検査経費を補助します。

1 事業所あたり50検査を上限

補助率：**2分の1** 1検査あたり上限**1万円**

陽性者が確認された事業所において、事業者が独自で行う従業員等に行うPCR等検査経費を補助します

募集期間：令和3年7月26日～令和4年3月31日

補助対象事業者

- 長野県内に事業所を有する民間事業者（大企業は除く）

補助対象経費

- 新型コロナウイルスの感染者が発生した補助対象事業者が、保健所が行う行政検査の対象にならない当該事業所の従業員等（役員等含む）に対して7月26日以降に独自で実施するPCR等検査※費用であること（消費税は含みません）
※最初に陽性者が確認された日から2週間以内実施されたものに限ります。
- 申請時点で支出額が確定しており、領収書・レシート等で経費内容、数量、単価、金額が確認できる経費であること
- 対象経費には、検査料（検査結果通知含む）、検査キットや検体送付料は含まれますが、診断書（陰性証明書）等の発行費用は含まれません
- 補助対象となる検査は、PCR検査、抗原検査です（PCR法等による核酸検出検査、抗原定量検査又は抗原定性検査）

事務局・問合せ

〒380-8570 長野県大字南長野字幅下692-2

産業労働部 産業政策課 企画担当

電話：026-235-7205 E-mail san-kikaku@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州